

SGE T新郷ウインドファーム合同会社「新郷村風力発電所  
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年1月20日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「新郷村風力発電所 環境影響評価準備書」について、SGE T新郷ウインドファーム合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県三戸郡新郷村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大18,000kW(2,000kW級×9基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 8月 6日
住民等意見の概要受理	平成27年 9月30日
秋田県知事意見受理	平成27年11月19日
青森県知事意見受理	平成28年 1月 7日
環境大臣意見受理	平成28年 1月 8日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

## SGE T新郷ウインドファーム合同会社「新郷村風力発電所 環境影響評価準備書」に対する勧告内容

### 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### 2. 各論

#### (1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ、ハチクマ等の希少猛きん類等の生息及び飛翔が確認されている。特にクマタカは、当該区域周辺において、繁殖活動が確認されている。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、以下の対策を講ずること。

- ① バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、希少猛きん類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。
- ② クマタカ生息状況調査の事後調査に加え、工事期間中におけるハチクマ等の希少猛きん類の生息・繁殖状況の把握のための環境監視を適切に実施し、営巣活動が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえて、

影響を及ぼす可能性のある範囲及び期間内の工事を一時休止する等の追加的な環境保全措置を講ずること。

また、対象事業実施区域内での繁殖の可能性がある重要な鳥類であるクロジ、ノジコ、コルリ、ハチクマ等について、繁殖に係る移動経路の遮断・阻害による影響等、繁殖の観点から適切に予測及び評価を行うこと。

(2) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域の西0.2kmに位置する迷ヶ平は、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場であるが、当該地点における景観の予測において、風力発電設備No.1の垂直見込角が圧迫感を受ける可能性のある10度に近い結果となっており、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあることから、影響は小さいとした評価結果を見直した上で、必要に応じて風力発電設備の配置の変更等を検討すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。